

新旧対照表

改正案	現行
<p>千葉県建設工事適正化指導要綱 最終改正 <u>令和5年1月1日</u></p>	<p>千葉県建設工事適正化指導要綱 最終改正 令和4年3月31日</p>
<p>千葉県建設工事適正化指導要綱</p>	<p>千葉県建設工事適正化指導要綱</p>
<p>(下請契約の締結の制限)</p>	<p>(下請契約の締結の制限)</p>
<p>第5条 特定建設業でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。</p>	<p>第5条 特定建設業でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。</p>
<p>(1) 下請代金の額が1件で<u>4,500万円</u>以上（建築一式工事にあつては<u>7,000万円</u>以上）である下請契約</p>	<p>(1) 下請代金の額が1件で4,000万円以上（建築一式工事にあつては6,000万円以上）である下請契約</p>
<p>(2) 一工事で下請契約二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の額が<u>4,500万円</u>以上（建築一式工事にあつては<u>7,000万円</u>以上）となる下請契約</p>	<p>(2) 一工事で下請契約二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の額が4,000万円以上（建築一式工事にあつては6,000万円以上）となる下請契約</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(技術者の適正な配置)</p>	<p>(技術者の適正な配置)</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p>2 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために下請契約の請負代金の総額が<u>4,500万円</u>以上（建築一式工事にあつては<u>7,000万円</u>以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工上の管理を行わなければならない。</p>	<p>2 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上（建築一式工事にあつては6,000万円以上）になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工上の管理を行わなければならない。</p>
<p>3～6 略</p>	<p>3～6 略</p>
<p>(施工体制の把握)</p>	<p>(施工体制の把握)</p>
<p>第9条の2 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請代金の額（当該下請契約が2</p>	<p>第9条の2 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請代金の額（当該下請契約が2</p>
<p>以ある時は、それらの請負代金の額の総額）が<u>4,500万円</u>以上（建築一式工事にあつては<u>7,000万円</u>以上）になるときは、「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）」を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。</p>	<p>以ある時は、それらの請負代金の額の総額）が4,000万円以上（建築一式工事にあつては6,000万円以上）になるときは、「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）」を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。</p>

改正案	現行
<p>なお、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、（同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 公共工事についての第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは、「建設業者」と、第1項中締結した下請代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が<u>4,500万円</u>以上（建築一式工事にあつては<u>7,000万円</u>以上）になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。</p> <p>8～9 略</p> <p>様式第7号</p>	<p>なお、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、（同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 公共工事についての第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは、「建設業者」と、第1項中締結した下請代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が4,000万円以上（建築一式工事にあつては6,000万円以上）になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。</p> <p>8～9 略</p> <p>様式第7号</p>

改正案

現行

様式第7号

様式第7号

様

様

年 月 日

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

主任技術者等選任通知書

主任技術者等選任通知書

このことについて、年 月 日契約に係る 工事に関し、下記の者を
選任したので千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第2項の規定並びに建設工事請負契約第11条
第1項の規定により通知します。

このことについて、年 月 日契約に係る 工事に関し、下記の者を
選任したので千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第2項の規定並びに建設工事請負契約第11条
第1項の規定により通知します。

記

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者 特例監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者
氏名				
現住所				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資格				
選任日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

	現場代理人	主任技術者 監理技術者 特例監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者
氏名				
現住所				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資格				
選任日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※ 添付書類

- (1) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、
資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。
- (2) 専任技術者一覧表（別添様式又は任意に作成した一覧表による）
- (注) 1 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。
2 監理技術者及び特例監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

※ 添付書類

- (1) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、
資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。
- (2) 専任技術者一覧表（別添様式又は任意に作成した一覧表による）
- (注) 1 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。
2 監理技術者及び特例監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

建設業許可における専任技術者は、営業所に常勤している必要があるため、現場への専任を求められる工事（※）
における主任技術者・監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐として配置することはできません。
（建設業法第7条第2号、第26条第3項、建設業法施行令第27条）
※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）
となる工事

建設業許可における専任技術者は、営業所に常勤している必要があるため、現場への専任を求められる工事（※）
における主任技術者・監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐として配置することはできません。
（建設業法第7条第2号、第26条第3項、建設業法施行令第27条）
※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）
となる工事

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(新設)